

札幌方面室蘭警察署告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年2月25日

北海道札幌方面室蘭警察署長 堀 江 清 尚

1 入札に付する事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

室蘭警察署庁舎衛生設備等保守管理業務 一式

(2) 契約の目的の仕様等

業務処理要領による。

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 履行場所

室蘭市東町4丁目27番10号 室蘭警察署庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

令和8年北海道警察本部告示第111号に規定する北海道警察（札幌方面）衛生設備等保守管理業務に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

室蘭市東町4丁目27番10号 札幌方面室蘭警察署会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 室蘭市東町4丁目27番10号 札幌方面室蘭警察署 3階小会議室  
（送付による場合は3へ送付のこと）

(2) 入札日時 令和8年3月12日（木） 午後1時30分  
（送付による場合は同月11日午後5時までに必着。）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求められることがある。

6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求められることがある。

7 業務処理要領の閲覧等

(1) 業務処理要領は、入札参加の用に供する場合に限り、閲覧期間中、次により閲覧及び交付を行うことができるものとする。

ア 閲覧及び交付期間

令和8年2月25日（水）から令和8年3月11日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後5時までとする。

イ 閲覧及び交付場所

3に同じ。

ウ 交付方法

(1)の場所で直接行うか又は郵送とする。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添え、郵便番号050-0083 室蘭市東町4丁目27番10号 札幌方面室蘭警察署会計課に申し込むこと。

- (2) 業務処理要領に関する質問は、書面（別添「質問書」）によるものとし、持参又は送付により提出すること。
- ア 受付期間  
令和8年2月25日（水）から令和8年3月6日（金）まで（休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までとする。（送付の場合は必着）
- イ 受付場所  
3に同じ。
- (3) 質問に関する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。
- ア 閲覧期間  
令和8年2月25日（水）から令和8年3月10日（火）まで（休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 閲覧場所  
3に同じ。
- 8 入札参加申込書の提出  
入札参加希望者は、次により一般競争入札参加申込書を提出すること。
- (1) 提出期間 令和8年2月25日（水）から令和8年3月11日（水）まで（休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までに行わなければならない。  
（送付による場合は、令和8年3月11日（水）午後5時まで必着）
- (2) 提出先 室蘭市東町4丁目27番10号 札幌方面室蘭警察署会計課
- 9 送付による入札の可否  
認める。
- 10 落札者の決定方法  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 11 落札者と契約の締結を行わない場合
- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。
- 12 契約書作成等について
- (1) この契約は契約書の作成を要する。
- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。
- 13 その他
- (1) 無効入札  
開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する制限に違反した入札は、無効とする。
- (2) 低入札価格調査の基準価格  
設定していない。
- (3) 最低制限価格  
設定していない。
- (4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の

100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 札幌方面室蘭警察署会計課

イ 所在地 郵便番号 050-0083 室蘭市東町4丁目27番10号

ウ 電話番号 0143-46-0110 内線 231

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(12) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(13) 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(14) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。